

第三十三章 覺和、應住、實乘三法印

然るに照道師一たび去り役職未だ定らずして安政元年十二月二十九日及二年正月二日全町烏有に歸す。其狀況は(以下缺)此に於て覺旭師幕命により當院に住職す。師は箱根金剛王院の住持たり。爰に於て安政四年左の願書を幕府に上る。

乍恐以書付奉願上候

相州大住郡大山寺別當

八大防 覺和

奉申上候當山之儀ハ別書御由緒書奉申上候通り

大猷院様依尊慮尙又諸伽藍廿五ヶ所并別當八大防迄御再建去る安政二卯年正月野火より失火起り折節烈風ニ而諸伽藍并防舍跡に至る迄所々焼失仕天災難遁儀乍申愁歎至極恐入候儀に御座候直様 御奉行本多中務大輔様へ御届申上候其節御再建之儀奉願上候處差當本尊安置之場所無御座而は不相成儀御祈禱勤修差支にも相成候間不取敢假殿補理に取掛り今年迄に四五ヶ所漸出來本尊其外安置上御祈禱筋無闕如修行仕候へ共何分

手狭に而差支勝に有之此上再建之儀ハ數多之堂社用財不容易儀殊に險阻高山之事に而大材運送等之駈引僧家之指揮中々以不行届儀候御座候間不顧御時節柄も奉願上候は何共恐入候儀に奉存候へ共別書に奉申上候通奉始

大權現様御代々様御厚御由緒御座候へは出格之以御沙汰先規御再建之堂舎廿五ヶ所之内十九ヶ所焼失之分何卒御再建代被下置候様偏に奉願上候以上

安政四丁巳年九月

相州大山寺別當

八大防

安政五年午再建御手當銀五十枚下さる。

寺社御奉行

萬延元年左の如く相模國外四ヶ國并に江戸市中に勸財を許さる。當申四月より來丑三月迄五ヶ年間武相房總五國并府内御領私領寺社領在町共に八大防役僧役人巡行可致候間信仰之輩は物、多少にかゝはらず寄進すべき物也

萬延元年庚申閏二月

水野左近將監

松平 伊豆守



覺利法印ハ  
相模三浦郡  
沼間邑ノ出  
生。石井氏  
ハ其ノ子孫  
ナリ。

然るに師其目的を達する能はず慶應元年三月七日暴に寂す。或は云ふ毒せられしと未  
だ詳ならず。

八大防<sup>坊</sup>十七世前左學頭應住師は江戸市ケ谷八幡宮より入て住職し慶應三年九月廿日  
寂す。

八大防<sup>坊</sup>十八世を實乘師となす。

松平 伯耆守  
松平 右京亮

什寶

十六善神畫像 一幅 良辨筆

良辨畫像 一幅 自筆

古文書 十三通

元暦元年九月 賴朝ノ寄附狀

貞和三年十一月 寺々造營云々

觀應三年十月 尊氏寺領寄附狀

古文書目錄  
參照

什寶

文和<sup>二</sup>三年五月<sup>(以上尊氏)</sup>六月<sup>三</sup> 貞治四年四月<sup>基</sup> 尊氏祈禱ヲ命セシ三通

應永七年六月 護摩堂造營ノ料所寄附ノ奉書

全十九年八月 沙彌道源寺領寄附狀

全二十九年 源持氏本宮領寄附狀

永享四年四月 奉加帳 一枚

延德二年五月 天文七年正月 天正十八年四月ノ制札

鈴杵 一口 五鈴杵 一個 柄香爐二柄 三品共ニ願行上人所持ト云フ

錫杖 一 觀應元年六月十一日千日命歸 裏ニ大山寺トアリ

舍利塔一基 牛王玉 一顆

能作生玉 一顆 一ニ雨降玉ト呼ヘリ寺傳ニ引法三田ノ土ヲ以テ制スト云ヘリ

駒角 一本 天狗爪 二個 緣起 二卷

大山圖 一 前不動圖 一 不動堂山圖 一

純頂圖 一 額 圖 一 鈴 杵 一

五 鈷 一 柄香爐 一 錫 杖 一

面 一 能作生玉 一



世代  
 原本ニハ  
 一世ヨリ  
 六世マデ  
 ヲ缺ク

世代	住職	示寂年月日	逆算年數 (明治三十三年より)
一世	實雄法印	元和四年二月	二百八十三年
二世	實榮法印	寬永二年六月	二百七十六年
三世	賢隆法印	承應三年八月	二百四十七年
四世	隆慶上人	貞享四年正月	二百十四年
五世	空辨法印	元祿十三年五月	二百一年
六世	開藏法印	享保十六年二月	百七十年
七世	守操法印	延享三年正月	百五十五年
八世	法如法印	寶曆七年七月	百四十四年
九世	性如法印	寶曆十一年十一月	百四十年
十世	妙住法印	寶曆十三年四月	百三十七年
十一世	阿闍利妙住吽 雅立 法印吽雅	明和三年七月	百十五年

寺記ニハ八  
 世ニ法住法  
 印ヲ加ヘ實  
 乘法印ハ十  
 九世トアリ  
 手中家記

世代	住職	示寂年月日	逆算年數
十二世	貫雅立 法印貫雅	寬政二年十二月	百十一年
十三世	左學頭傳灯阿闍梨寂信	享和元年九月三日	百一年
十四世	左學頭法印寂道	文政五年十二月	七十九年
十五世	文化十三丙子仲冬寂道自立 雨降山主照道	元治元年八月	三十七年
十六世	前別當職實乘立 左學頭覺和	師ハ秦野町サウカ前小澤 照藏叔父也 慶應元年三月	三十六年
十七世	箱根金剛王院ヨリ來 前左學頭應住	慶應三年九月	三十四年
十八世	法印實乘	市ヶ谷八幡ヨリ來	

寬永十八辛巳十一月九日景吉勤命

手中家記



元祿六年癸酉六月七十一代吉當阿夫利神社本殿 元仁王門前に在りしが慶長十九年乙巳正月十一月御停止二月中旬吉當上粕屋庄秋山村三王原手前抱地へうつる。

安永六年丁酉二月八十三代景直本殿并五社を立<sup>建</sup>つ。

安政二卯年正月五日八十九代景元大山不動大堂一字を立<sup>建</sup>つ。

明治十四年辛巳四月二十二日八十九代景元阿夫利神社本殿拜殿其外前社迄。

元祿十年丁丑六月九日御用寺觀音寺觀音堂奉行秋元但馬守御手傳相馬彈正少弼東修源左土屋平右境野六右村松不見

元祿十年七月九日護持院五智如來秋元仙石越前菅沼治郎右衛門柴山甚太郎一色源太相木周防

十四年七月十日護國寺護摩堂新規 奉行柳澤出羽稻對馬本淵伊右衛門境野六右衛門竹田子<sup>カ</sup>右衛門依田壹岐村松淡路

○  
ウスサマ料七兩二步七圓五十錢 中廿五兩十五圓

大七十五兩二十五圓 二月廿八日——九月九日

○

十二月廿一日浪人來 元年五月五日大山寺會議

二年十一月廿日ふどう尊口 四年十二月九日迄柄ケン

三十六防中今アルモノ

藤之防<sup>坊</sup> 龜井

萬善防<sup>坊</sup> 助役代沖津清一郎

和田仲太夫 和田豊丸

松本防<sup>坊</sup> 小安松本や

小田原へ行きし人

伊東卯作 内海岩雄 小笠原幸次郎 増田源之進 鈴村武治 山田平馬



日向山在大山東無東靈山寺神仙靈窟異人幽棲藥師如來應現靈蹟行基菩薩開闢梵區基始出  
 奈良詣熊野日路見癩人獨臥樹蔭傍無親舊舉身爛壞膿血潰溢一度見是悲念不去親至親看  
 重日自摩自觸疊夜無弛徐謂此日我聞熊野本宮有溫泉神泉所都百疾俱治無諸有疥癩疽  
 一度体不癒汝曷往不沐答日久病力衰貧賤糧盡願是久然徒無由耳基曰我慈濟以為己任適  
 化不辭勞苦則自荷負其人以就湯溜病客忽爾身變形化金膚肌滑青蓮眼鮮摩基頂曰過東方  
 十恒河沙世界淨瑠璃世界我是彼界主藥師如來偶欲驗汝現示癩身日夕看視告勞自處臭穢  
 無雜色可謂勤又汝勤囑摸我祖貽此將來因與樹葉曰樹葉所至即汝所止々々即是我像存  
 所言終隱給任佛語擲樹葉其葉止此山爰求良村欲造像周訪山澤無所傳時有二神人持數尺  
 香木來授基曰此古昔佛世優慎王仰慕尺尊天工令刻尊像余材封閉石棺今猶不朽吉儕熟感  
 師誠心特運力得是基叩歡喜受之相約曰冀靈崇此永為我護法同其姓名即日熊野權現日髭  
 明神今山門左右二社是眞容已成威靈如生云云謳歌其功風詠其能事達天聽詔則下壁開石  
 壁創建基趾金殿珠樓飛雲映日實是本朝四十四代元正天皇靈龜二年也天曆六年二月村上  
 天皇納大鐘仁平三年依院宣再鑄曆應三年相模守公資妻乙侍從稱相參籠當寺詠和歌家集云遙  
在リシオリ目ニ煩フ事アリ日向ト云寺ニ籠リテ藥師經ナド讀セシ次テニ出シ日柱  
ニ書キツケシサシテ來シ日向ノ山ヲ頼ム身ハ目モアキラカニ見エサラメヤハ建久三年有政子平產祈

五年八月八日賴朝詣之十月十八日令上總介義兼參詣齒痛平癒祈願承元四年六月八日政  
 子參詣建曆元年七月八日政子與實朝夫人共參詣康曆二年九月以參遠二國棟別修造堂寺  
 由賜綸旨文明十八年冬道興准后參詣小田原北條氏寄附六十貫三百文地天正十九年十一  
 月寄附先規六十石別當寶城防無早壽開山行基中興慶山寬文四年善慶明和四年ナリ本尊藥  
 師外有弘法作不動古有防中八防大善防常見防良大防成就防承仕理圓防本山修驗小田原玉瀧  
地司藥師堂及七圓光防大藏防惣明防西藏防常連防能光防大泉防智大防計九候人西泉防本  
 所社香花灯明寺防宮之防也

本尊行基作藥師五尺八寸日月光五尺十二神將二尺三寸弘法作脇阿彌陀二丈一尺又前立藥師一丈九尺  
 日月光八尺十二神將五尺皆弘法作神龜元年大磯海岸所得也又四天王海中行基像自作二尺七寸安本  
 堂十六間十四間 正月七日修法三月十五日四月八日祭禮寅申年開帳



阿夫利神社古今事記



# 阿夫利神社古今事記

字阿夫利山  
第一番神社  
地八段五畝  
歩

本社勸請由  
來

正應ハ鎌倉  
時代中頃ナ  
リ

阿夫利神社 式内縣社兼郷社々地境内東西四拾三間南北五十九間三分面積二千五百  
五十坪本社 間口二間一尺 奥行二間 拜殿 間口三間三尺 奥行二間四尺 幄舎 間口二間一尺 奥行二間 詰所 間口四間一尺 奥行二間 戊十九度字阿夫  
利山第壹番地阿夫利山ノ絶頂ニ位ス。祭神大山祇命勸請年月詳ナラス傳ヘ云フ崇神天皇  
ノ御宇ナリト延喜ノ式社古來著名ノ舊社ニシテ衆人崇敬ノ大社ナリ然ルヲ既ク天平勝  
寶二年<sup>四イ</sup>卯<sup>辛</sup>良辨ト云フ僧登山シテ山ノ半腹ニ明王權現ヲ勸請シ一字ヲ創立シ之ヲ大山寺  
ト號シ 大山ト云フ地名ニ依テ大山寺ト云フ寺號ヲ附シタルナラン 御願寺ト成シ神佛ヲ混淆セリ 大山古縁起ニ依ル此ノ書何レノ時  
代ニ成レリト云フコト確然タラザレ  
共記シサマヲ以テ考フレ 又天平寶字五年<sup>丑</sup>辛光増ト云フ僧登山シテ自ラ佛像ヲ作レリト云フ  
古縁起 中古石尊大權現ト稱ス 神体天然ノ靈石ニ坐スカ 故ニ如此云ヒシナラン 然レ共往古ヨリモ阿夫利神社ト云フ  
社號ハ歷存シテ僧徒等モ搔乱サ、リキ古昔ハ神官別當修驗者等ニテ奉仕ス慶長十年<sup>乙</sup>  
正月十一日徳川家康公ノ命ニ由リテ相模國八幡村成事智院住持實雄ト云フ僧ヲシテ別  
當八大坊ノ住職トシ定額ノ僧廿五口ヲ置キ 賢隆記録 別當一寺坊中十一寺脇坊六寺燈明坊  
一寺祠職百七十家ヲ以テ奉仕ス大政維新ノ際神佛混淆廢止ノ令ニ因リテ悉ク之ヲ廢シ



下社ノ由來  
神社地六段  
七畝廿三歩

別當復飾シテ神主ト成リ祠職ハ一般禰宜ト改稱ス明治六年癸酉七月縣社ニ列セラレ神主禰宜ヲ廢シ祠官祠掌ヲ置カレタリ。例祭ハ七月廿七日ヨリ八月十七日ニ至ル社地中雨降木一名ノ老樹本社ノ南方ニアリ圍ミ八尺。

下社一字 本社ヨリ下ル事十七町三十八間壹分二厘山ノ半腹ナル攝社下社ノ南面ニアリ境内東西四十間南北五十五間三分壹厘面積千零三十五坪幣殿間口三間三尺拜殿間口三尺奥行講所間口三間奥行正應年中願行ト云フ僧鎌倉郡二階堂村ニ於キテ不動佛ノ銅像ヲ鑄テ以テ此ノ地ヘ安置シタリシカ大山靈驗王政維新ノ初神佛混淆廢止ノ令ニ依リ明治二年巳春不動佛ハ字女坂ノ來迎院ト云フ寺ヘ移シ現顯今ノ下社ヲ造立シテ大小ノ祭典ヲ執行ス。

神官詰所壹ヶ處

間口三間奥行四間半下社ヨリ三間西方ニアリ

攝社六社 本社ヨリ三十間南ニアルヲ前社ト云フ祭神ハ高靈神本社ヨリ十間北ニアルヲ奥社ト云フ祭神ハ大雷神本社ヨリ下ル事廿八町ニシテ山ノ半腹ナル下社ノ左ナルヲ淺間神社ト云フ祭神ハ木花之花之咲耶姬命豐受姬命健御雷之男命右ナルヲ日枝神社ト云フ祭神ハ大山咋神天照大御神熊野神以上ノ五社共ニ例祭ハ本社ニ同シ下社ヨリ四町隔リ北ニアルヲ二重社ト云フ祭神ハ高靈神例祭ハ八月十八日ナリ下社ヨリ下ル事十五町

ニシテ北ノ溪間ニ突立セル山ノ巔ニアルヲ雷神社ト云フ祭神ハ大雷神例祭ハ四月十四日ナリ。

末社廿六社 本社境内ニ三社アリ本社ヲ下ル十六町四十八間ニシテ壹社アリ山半腹ノ下社ヨリ二町北ノ方ニ壹社アリ下社ヨリ町家ノ上端字追分ト云フ地迄ノ路傍ニ廿二社アリ合テ廿六社ナリ。

神輿舎一字 山ノ半腹下社ノ西ノ方ニアリ。

水舎三ヶ所 一ハ嶺頭前社ノ前ニアリ一ハ山ノ半腹下社ノ南方ニアリ一ハ追分ノ末社ノ東ノ方ニアリ。

神木二本 一ヲ雨降木ト云ヒ本社ヨリ三間南ノ方ニアリ目通り八尺枝下壹丈質ハ山ナ櫻木ト云フ木ニ類ス雲霧覆ヘハ忽チ雫ノ落ル事雨ノ如クニシテ餘ノ樹木ニ異ナリ一ハ杉木ニシテ攝社二重社ノ社地ニアリ目通り壹丈七尺枝下三間往々窈ニ人來テ釘ヲ打ツ事アリ故ニ里俗號シテ兎咀ノ杉ト云フ。

古文書 (省略)

古文書 (省略)

延喜式神名帳ニ相模國十三座云々大住郡四座並云々阿夫利神社。東鑑三卷元曆元年九

古書雜記所見



月十七日癸卯相模國大山寺免田五町畠八町任先例可引募之由今日下知シ給云々。同二卷壽永元年八月十一日己酉及晚御台所有御産氣云々爲御祈禱被立奉幣御使於伊豆宮根兩所權現并近國宮社云々宮根佐野太郎相模一山梶原云々。一山トハ大山ノ事ナルベシ同十二卷建久三年五月八日法皇四十九日御佛事於南御堂被修之云々大山寺云々。同卷建久三年八月九日己酉云々相模國神社佛寺奉神馬被修誦經云々大山寺云々。同十五卷建久六年七月十七日齋藤左衛門尉基貞爲御代官參相模國大山寺曉進發。總國風土記ニ云ク相模國云々自大山之中津峯遙觀覽之而云々。名寄ニたちよれ杼あ布利の山能木の下磐頼む甲斐な久成里努べらな李。回國雜記ニ曰ク宿ニ相州大山寺。寒夜無眠。而閑寂之餘。和漢兩篇口號。一わ賀閑た遠ひきし能へと母夢路さ閑通ひかねる禰た留雪の小まじら庭おほつ於保都か那流れ母わか努川水にかけ並へたる布たつはしか難。莫傳抄異名六月雲たか美雨ふ季や萬能け布よ里磐松風月能夕暮そ降流。東海道名所圖繪大山ノ條ニ石尊大權現社祭神大山祇命云々。萬葉集十四卷相模禰乃乎美禰見所久思和須禮久流伊毛我名欲妣氏吾乎禰之奈久奈同略解ニ曰ク今大山とて雨降神社の在山なるへし云々。古史傳五卷高靈神云々相模國大住郡阿夫利神社も此神なるへし云々。式社考證ニ曰ク阿夫利神社今世ニ稱スル大山コレ也アブ云々。今云フ以上ノ雜記ノ中ニハ事實ニ違ヒテ杜撰ノ説ト思フモアレト名稱ノ見ユルカマ、ニ抄録ス

義笠何堪雪  
後峰。山阴  
無舍倚孤松  
可憐半夜還  
鄉夢。一杵  
安齋古寺鐘

阿夫利ノ名  
義ト祭神

權田直助の  
所説

考 證 阿夫利神社

阿夫利ハアメフリノ略語ナリ例ハ網子コミアゴ網代シミアジロ足代シミアジロ足搔カキヲアガキナド云フカ如ク上ノ語ノ下音ヲ略クトキハ下ノ語ノ首ヲ濁音ニ呼フコト自然ノ語勢ナリ故ニアフリト言ハスシテアブリト言ヘルナルヘシ。前記ニ舉ケタル莫傳抄ノ歌ニ雨ふり山云々トアルヲモ思フベク又何ノ時ヨリカ山號ヲ雨降山ト稱スルモ社號ノ意ヲ得テ書キ來レルナルヘシサテ社號ヲモ山號ヲモ如此稱スルハ此ノ山素ヨリ靈山ニテ雲霧出沒變態極リ無ク風雨海キ雷山谷ノ間ニ起リテ四方ニ沛然タルヲ以テノ故ナルヘシ。

阿夫利神社名義之考

明治六年九月

權田直助

阿夫利神社の名義は古く山號を雨降と書けるにて論なきことなり近ころ夫の濁音字なるより疑難を起し種々異論もある趣なるハ中々に語言を知らぬなりそハ二言合さりて一言となれるは大方下の言の初音を濁る例なり まれには濁らぬもあれとそれはいと少し 殊更阿何と云言の下音を略きて下の言へ續くときハ必下の言の初を濁りて云ふなり足踏アブミ足代ミアをアジロ網引アジロをアビキ網子アビキをアゴと云ふが如し又雨のメを略けるハ天降アメをアモリと云ふに同し然れハ阿夫利の雨降なること論なきことなりと云はれたるハ實に



動なき名説なり。よりにて重雄按ふに網代をアジロ網干とアボシ足組をアグミ足坐をア  
グラ足搔をアガキと云ふも同し例なるへし斯くて神典に大山津見神の亦名大水大神  
亦云大水神とあるを思へハ雨水の根源を掌りたまふ神徳あるゆへなるへし意加美神  
は某を分持たまふことも著し。(須藤重雄著阿夫利神社古傳考)

六

### 祭神大山祇命

古書所見ナシ口碑ニ傳フル所ナリ東海道名所圖繪ニ大山祇命ト書キタルハ何ニ由レル  
カハ知ラサレ共一ノ證トスヘシ又大山ト云フ地名モ神名ニ因レルニヤ相模國中ニ足柄  
宮根ヲ始メ高山モ多カルニ此ノ山ヲノミ殊更ニ大山ト言ヘルヲ思フヘシ。大山祇命ハ日  
本書紀ノ一書ニ伊弉諾尊拔劍斬軻遇突智爲三段其一段是爲雷神一段是爲大山祇神一段  
爲高靈神トアリ大山祇神ハ山ヲ知ル神雷神ハ雷公ノ祖神高靈神ハ龍ノ類ノ祖神ナリ其  
ノ中ニ龍モ雷モ山ニ住ム者ナレハ大山祇神上首ナルヘキ由先哲ノ説アリサテ此ノ三神  
當山ニ鎮座シ賜フ事前記ノ如クナルヲ大山祇神ハ其ノ上首トシテ鎮座シ賜フナラム此  
ノ山ノ靈異ニシテ雲雨コ、ヨリ起ルモ即此ノ神等ノ威靈ニ因ル事ナリ祭神ヲ大山祇神  
ト言ヒ傳ヘタルハ其ノ上首ニ坐スカ故ナリ。

### 石尊大權現

石尊大權現ト稱セシ事ハ良辨僧都大山寺ヲ創建セシ後ニ阿夫利神社ノ別號トシテ專  
稱セシモノナルヘシ。名義ハ前記ニ舉ルカ如シ此ハ近江國日吉神社ヲ延曆寺ヲ建立セシ  
後ニ山王權現ト稱シ大和國金峯神社ヲ金峯山ヲ開基セシ後ニ藏王權現ト稱セシ類ニテ  
僧徒ノ××珍シカラヌ事ナリ然シテ小角其ノ始メヲ爲シ良辨傳教ノ徒其ノ後ヲ襲フ然  
レドモ共ニ舊號ハ廢セスシテ並稱シタリシ故ニ延喜式撰錄ノ時ニ至リテ其ノ正シキニ  
從ヒテ皆神社號ヲ以テ記載セラレタリト見エタリ。

### 沿革考 社格

(省略)

### 社 殿

### 社殿沿革

本社ハ往古ヨリ阿夫利山ノ絶頂ニアリ大山祇神ヲ祭ル又攝社ニ社アリ一ヲ前社ト云  
ヒ一ヲ奥社ト云フ前社ハ高靈神ナリ奥社ハ大雷神ナリ此ノ兩社各本宮アリ所謂前社ハ  
二重神社ヲ以テ本宮トシ奥社ハ雷山神社ヲ以テ本宮トス。是ニ由リテ之ヲ觀レハ前奥ノ  
兩社ハ蓋中古遷ス所ニ係ルカ世俗本社ヲ呼ビテ石尊ト云ヒ前社ヲ呼ビテ小天狗ト云ヒ  
奥社ヲ大天狗ト云フ皆浮屠氏ノ附會スル所ナリ。其ノ造營修繕ノ如キ今考フルニ由ナシ。  
大山不動靈驗記ニ聖武天皇爲御願寺伽藍有御建立寺領御附被爲成云云トアルニ從  
レハ蓋此ノ時御造營アリシカ貞和年中足利尊氏所司ニ命シテ修繕ヲ加ヘタル旨古文書



ノ寫ニミエタリ。云ク相模國大山寺造營事披露ノ處可被付料足之子細先度沙汰訖其程者可被申奉加之由一門被仰也可被存知其旨之狀依仰執達如件貞和三年丁亥十一月廿九日沙彌花築前權守花押衆徒中トアリ又不動靈驗記ニ東照神君御修理慶長十乙巳年伽藍再興之上意被成下諸堂社御造營了同書ニ大猷院殿御代從寛永十五年戊寅四月七日御再興上意有之被遣御奉行並御檢使二人記錄于佛閣廢壞員數同十六年己卯十二月十二日黃金一萬兩爲修覆之料宛行給同十七庚辰年八月十四日爲新始同十九日春日局御代參而手長御供金銀等有御奉納同十八年辛巳十一月八日棟上日亦御饌供被獻春日局之トアリ本社ノ事明瞭ナラスト雖當時ノ記錄ヲ見ルニ曰ハク寛永十五戊寅年四月七日伽藍御再興之上意有之寺社御奉行安藤右京進殿松平出雲守殿並檢使二人被遣佛閣廢壞之員數錄セシメ給フ同十六己卯年十月十二日黃金一萬兩修覆之料ニ宛行給フ御奉行成瀬五左衛門尉重治地割御大工木原李義久坪内大隅正信等奉同十七庚辰年八月十四日新始同十九日春日局爲御代參手長御供金銀鳥目等御奉納同十八年辛巳十一月八日上棟同日本尊供獻之料春日局被上之御造營ノ箇所ハ本堂本宮三樓門仁王門鐘樓洪鐘前不動本地堂御輿堂末社等トアリ是ニヨリテ之ヲ推セハ別ニ本社修造ノ明文ナシト雖堂ノ修造ヲ加フルヤ毎ニ其ノ内ニ含有スル事以テ知ルヘキナリ其ノ後八十一年ヲ經テ常憲院殿元祿六壬申年御修覆アリ金子四千二百五十一兩貳步銀

拾四匁掛塚榑木四萬八千六百三十丁松丸太百九十壹本檜檜竹槻一尺角二間木六百九十七本漆二十桶正味四貫目入下附セラル五味小左衛門豐前十左衛門内山七兵衛奉行タリ同十六年關東ノ地大ニ震フ之ニヨリテ寶永元甲申年五月十九日金子貳千兩榑木一萬五千丁ヲ下附セラレテ破損ヲ修覆セシメラル兩宮勘兵衛河邊六左衛門奉行タリ其ノ後二十四年ヲ經テ有徳院殿ノ時享保四己亥年四月本宮燒失當時官費ヲ止メラレタルガ故ニ別當自費ヲ以テ造營ス官ニモ格別ノ思召ヲ以テ金子貳百兩ヲ下附セラレ其ノ後五十三年ヲ經テ明和八辛卯年二月廿五日又燒失ス別當自費ヲ以テ造營ス安永六丁酉年二月十八日ニ至リ御再建ノ儀ハ不被爲及御沙汰以格別ノ思召白銀百枚ヲ下シ置ル旨牧野越中守ヨリ申渡サル以上本社棟札並ニ天保六年幕府地誌之調ニ書上タル寫ニヨル其後享和壬戌二年五月銅板ヲ以テ其屋根ヲ葺ク同時ノ棟札ニ云ハク大山寺秀衆嶽四時風烈雨露亦繁堂社爲之破壞修補難及自力先住寂信深憂此事考諸不朽寛政八丙辰年四月訴本宮本堂兩所以銅板葺覆之於官廳脇坂侯同年六月可之因以勸誘仰信之道俗年不幾信施足干修營時寂信多病未得果終辭職寂道依遺言享和二年壬戌五月修覆之畢トアリ是所謂御免勸化ニヨリテ成ルモノ、如シ天保三壬辰年ニ至リ又修覆ヲ加フ同時棟札ノ裏書ニ云ク當宮再建安永七戊戌年至干天保三壬辰年一歴於五十五之星霜虹梁以下悉朽損矣同年夏舊腐之諸材改新之漆塗



成功畢トアリ此レ當社最後ノ修覆ナリ用材ハ皆槻ヲ以テシ塗ルニ朱漆ヲ以テシ飾フニ箔ヲ以テス桁行壹丈二尺三寸梁間八尺二寸左右ニ詰所アリ皆本社ニ添ヘテ作造シ是亦朱塗ナリキ其ノ後明治十二年己卯ニ至リ殆百餘年ノ久キヲ經テ改造ノ事ニ及ブ適火アリ悉ク烏有ニ屬ス信徒材ヲ運ヒ財ヲ投シテ同十三年庚辰ニ至リテ再建ノ功竣レリ是今ノ本社ナリ是ヨリ先明治維新ノ際山腹ニアル所ノ僧侶ヲ下シ堂宇ヲ壞チ不動堂ノ在リシ所ニ本社ノ下社ヲ築造シ嶺上ノ奥社ハ明治九年丙子ニ修覆ヲ加ヘ前社ハ同十年丁丑ニ再建セリ。

社 領

本社々領ノ事ノ物ニ見エタルハ東鑑ヲ以テ始トスコレヨリ先國守ノ地ヲ寄セシ事古書ニ徵スル所ナシト雖モ同書卷三元曆元年九月ノ條ニ十七日癸卯相模國大山寺免田五町畠八町任先例可引募之由今日下知給云云ノ語アルヲ考フルニ豫テ神地ヲ有シタル先例アリシ事推テ知ルヘキナリ其ヨリ後連々寄附セラレシ事幸ニ古文書ノ存スルモノアリテ粲然タリ今是ヲ舉ゲテ證スヘシ。賴朝下文ニ云ク本社古文書「賴朝ノ寫ニヨル」花押下高部屋郷可早任先例引募大山寺畠等事右件田畠任先例無相違可奉免之狀如件故下元曆元年九月十七日トアリ其ノ後觀應中足利尊氏ノ下文ニ寄附大山寺相模國丸嶋郷事右爲天下安全武運長

寺領寄進ノ  
コト古文書  
参照

久所寄附之狀如件觀應三年十月一日正二位源朝臣足利尊氏ノ花押トアリ其後寄附地ノ有無ヲ知ラス不動靈驗記ニ云ク「如是相續寺領雖有千石餘時節後永祿頃武田北條上杉等諍戰時於所々依爲狼籍其頃僧侶難安住」在俗此山支配ス云々トアルヲ以テ考フルニ早く所領ノ權ヲ失ヒタルモノナルベシ。延德二年上杉定正ノ令ニ云ク禁制於大山寺并坂本邊諸篇前々法度相背由聞之事云云又天文七年北條氏康ノ令ニ云ク制札八大坊右御造營御藏之事諸役堅令停止訖云々ナトアルヲ以テ考フルニ神地ハアレ共ナキガ如ク僅ニ管領執權ノ威ヲ藉リテ保護セリト知ラレタリ。其ノ後徳川氏幕府ヲ江戸ニ闡キ慶長十三年十月四日黒印ヲ以テ更ニ大住郡小叢毛村ノ内五十七石ヲ寄セラレ大山寺別當八大坊實雄ノ碩學領トス同十五年七月十七日同シク黒印ヲ以テ大住郡大山寺坂本即今ノ大山町ナリ子安ヲ合シ百石ヲ寄セラレ八大坊別當領トス賢隆書寫本八大坊三代目ノ住職賢隆ノ著ス所ト云モノ、寄附狀ノ寫ヲ載セテ曰ク「大山寺實雄碩學領之事一相模國中郡之内小叢毛郷五十七石全可寺納并山林境内諸役令免許訖者守此旨勤學勤行等不可有怠慢者也依如件慶長十三戊申年十月四日」又一相模國大住郡大山寺領坂本畠屋鋪七十二石餘子安之内二十七石餘合百石事右宛行所如件慶長十五庚戌年七月十七日トアリ是レ維新ノ後迄所領スル所ナリ當時ノ次第ヲ大山寺記錄ト云モノニ載セテ云ハク「同年慶長十年ノ事ナリ四月伽藍御再興御奉行



伊奈備前守殿此時寺領御寄附可被爲遊之旨重々上意雖有之此節於寺社領ニモ折々軍役之沙汰依有之實雄頼ニ奉致辭退之已酉一同十三戊申年常法談ノ談林被爲仰付碩學領御寄附御黒印被成下之已酉一同十四庚戌年軍役ノ沙汰曾有之間敷之間寺領可致拜領旨上意有之大山境内坂本子安之内百石御寄附ノ御黒印被成下之云々トアリ是レ寄附地ニ年序アル所由ナリ。而シテ百石ノ内子安ノ名早ク絶エテ大山町ノミニテ現顯ニ百石ヲ領セシハ其變遷何ノ時ニ係ルカ詳ナラサレ共 阿夫利神社古傳考ト云フ書ニ「按ずるに元この町を大山坂本と稱しセを此時黒印拜受ノ時子安地をも加られしに依て其頃よりこの領内をすへて大山町と唱へしなり」トアルハ由ル所アルニ似タリ。其ノ後寛文六年七月廿九日洪水アリ時ニ領地川欠ケトアルモノ若干歩故ヲ以テ地所ノ變換アリト云フ。古傳考ニ此事ヲ載セテ云ク「寛文六年午歲七月廿九日洪水にて町續き川通り處々流失せしを別當隆慶より願ひ立て翌年の春上子安村の内三千百七十三坪半此高拾石貳斗二升三合七夕勺引替へ新町と唱へたり又流地の内前不動引地入小瀧一之瀬坂本霞川原別處河原と都合七字にて三千百七十三坪五合也此高七石四斗三升壹合壹夕勺上子安村へ引渡し檢地出役成瀬八左衛門坪井治右衛門と云ふ寛文七年未歲閏二月五日な李とぞ」トアルヲ以テ觀レハ百石の領地ニハ毫モ増減ハアラザルガ如シ。慶長後幕府代々ニ書換ヘアリテ黒印ヲ朱印トハナシタレ共其ノ多寡ハ敢テ變ラズ明治

勝地

四年未三月社領上知ノ令アリ明治五壬申年ヨリ同六年ニ至ルマテ五分通り即半額ヲ下附セラル此ノ時既ニ神佛分離セルヲ以テ社額ノ百石ヲ本社ニ附シ碩學領ノ五十七石ヲ不動堂ノ護持明王寺ニ附セラル同七年ニ至リ遞減祿ニ改メラル。社地ハ字阿夫利山東西十六町南北四十六町面積百七十町歩ナリシヲ明治四年ニ至リ上地シテ現顯今ノ社地ト定メラル。

社務

(省略)

勝地

倉見カ坂戊十五度字阿夫利山大山往來ニ屬ス町家出端レヨリ登ル事拾五町ニシテ舊神主屋敷地ノ前ヨリ山ノ半腹ナル下社ニ至ル迄三丁間ノ石坂ヲ云フ。右ヲ望メハ二重瀧ハ數丈ノ白布ヲ瀑スカ如ク潺湲トシテ溪間ニ響キ滿山ノ樹木ハ四季色ヲ異ニシテ風光餘リアリ左ヲ眺レハ伊豆海ヨリ安房洲崎ニ至ル迄一目萬里絶景限リナキノ勝地ナリ。今倉見トハ谷見ノ意ニテ左右ノ谷ヲ直下スルヨリ附シタル名ナルベシ  
 八段瀧八段ニ飛流ス一段壹丈六尺二段壹丈三段九尺四段壹丈三幅八尺二重瀧ノ末流ナリ即雷山ノ麓ニシテ風致尤佳絶ノ地ナリ亥十五度字阿夫利山第四十三番地大山川ノ内ニアリ。



二重瀧 二重ニ飛流スルカ故ニカク號ス。上段 高三丈六尺 下段 四丈四尺 幅八尺 源ヲ西北ノ方阿夫利神社ノ境内ニ發シ南流シテ此ニ至ル即大山川ノ水源ナリ戌ノ廿五度字阿夫利山第七番地大山往來ノ北側ニアリ。

鳥居

大山東口東海道四ツ谷

辰ノ正中

一 鳥居一字 柱間一丈五尺 高サ一丈七尺五寸 方位己八度 但伊豆小松石

大住郡七五三引村

巳ノ五度

一 二鳥居一字 柱間一丈五尺 高サ一丈七尺一寸五分 方位己五度 但大坂御影額字石尊大權現 横巾二尺五寸五分 堅巾五尺二寸五分 嘉永四年辛亥十一月

大山町字新町

辰ノ拾度

一 三鳥居一字 柱間一丈五尺一寸 高サ二丈二尺 方位辰二度 但槻黒木造 明治七年十月

同町字開山町

辰ノ拾五度

一 四鳥居一字 柱間一丈二尺 高サ一丈八尺 方位己二度 但唐銅額字阿夫利大神 嘉永四年辛亥六月

同町字追分地

元標一

一 五鳥居一字 柱間一丈二尺 高サ一丈七尺五寸 方位辰六度 但杉黒木造 明治拾三年七月

同町字男坂一丁目

子ノ五度

一 六鳥居一字 柱間一丈五尺 高サ二丈二尺 方位己貳度 但槻黒木造 明治十三年七月

拜殿前

亥ノ拾五度

一 七鳥居一字 柱間一丈五尺 高サ二丈二尺 方位辰三度 但槻黒木造 明治七年五月

本社登口

亥ノ拾三度

一 八鳥居一字 柱間八尺 高サ一丈一尺 方位己正中 但唐銅額字石尊大權現 横巾一尺一寸 堅巾一尺八寸 享保四年六月



同一丁目

亥ノ拾四度

一 九鳥居一字 柱間 七尺五寸  
高サ一丈二寸

同二丁目

亥ノ拾五度

一 拾鳥居一字 柱間 一丈  
高サ一丈三尺

方位寅二度 但大坂御影額字石尊大權現 寛政九年六月

前社前

亥ノ二拾三度

一 拾壹鳥居一字 柱間 七尺  
高サ九尺二寸

方位戌二度 但杉黒木造

西口蓑毛村

未ノ二拾度

一 壹鳥居一字 柱間 一丈五尺五寸  
高サ一丈七尺八寸

方位巳八度 但大坂御影額字石尊大權現

横巾二尺五寸  
堅巾四尺三寸  
六分

同所字元宿

酉拾度

一 貳鳥居一字 柱間 一丈一尺  
高サ一丈五尺五寸

方位午八度 但杉黒木造

大山町字男坂二丁目右

子ノ正中

一 雷山鳥居一字 柱間 七尺  
高サ九尺五寸

方位巳一度五分 但杉黒木造

同十六丁目右

亥ノ二拾五度

一 二重社鳥居一字 柱間 一丈  
高サ一丈三尺五分

辰二度 但杉黒木造 明治七年五月

右之通相違無御座候也

阿夫利神社古今事記 終



現在の先導師

逸	和	岡	同	神	笹	高	内	同	尾	宮	大	大山町字大山新町
見	田	田	福永町	崎	子	尾	海	別所町	崎	本	木	
民	周次郎	松太郎		鑄三郎	泰三	幸弓	浦治		一江	芳雄	利一	
衛												
小笠原	神崎	今坂		増田	村山	内海	内海		和田	小川	永野	
信太郎	富江	道江		和三郎	八太夫	景弓	三平		八束	最司	染司	
内海	原田	佐藤		武田	内海	須藤	中山		安田	相原	村井	
静男	平陸	八百會		水穂	政雄	内丸	藤藏		幸太郎	武夫	喜代男	
佐藤	冲津	石井			沼津	和田	金子			丸山	和田	
和平	大江	伊之吉			雄三	貞次郎	道男			安治	衛作	



平塚及び附近の史的概観

岡部守一	大谷賢治	奥村三八郎	目黒和三郎
相原貞雄			
同 開山町			
三橋要也	津田武太夫	三村深雪	吉川彦丸
龜井八朗	小林順三	二階堂若滿	水島長次郎
大木茂三郎	佐藤潤次郎	大藤誠一	下山三郎
古宮惣左衛門	佐藤速水	眞理谷金三郎	眞理谷源長
同 稻荷町			
佐藤政太	猪股辰男	青木將三	眞下宮城
和田豊丸	和田利根雄	淺田耕作	佐藤重作
佐藤大學			
同 坂本町			
小川和賀志	根岸巳恵造	箱崎定正	武 榮太夫
東秦野村義毛			
柏木實	武藤力三	神成勇三	二階堂大三
新倉字之吉	根岸茂久太郎	相原元吉	相原大作



## 平塚及び附近の史的概観

石野瑛

本稿に於て述べんとするは、舊幕時代に於て平塚宿、平塚新宿と呼ばれた今の平塚町及び其の附近を主とし、時には更に其の周囲にも及んで、それ等の地區の有史以前より現代に至る史的対象を大観するにある。

平塚及び附近は相模川及び金目川（花水川）流域一帯の沖積地の一部で、石器時代（先史時代前期）に於ては、深く灣入した入江の灣口にあたつて居た。しかし高麗山を突端として旭、土澤、金目、大根、岡崎、成瀬、比々多、高部屋の諸村から大山に續く一帯の高地及び相模川を隔て、藤澤町、御所見、海老名、座間、新磯一帯の台地には諸所に石器時代の遺蹟があつて、早くより人間生活の舞台であつたのである。それ等の石器時代の遺蹟は金目村、大根村、成瀬村あたりには彌生式系のものである。その他は多く縄紋式系のものである。而して縄紋式系の遺蹟では旭村萬田貝殻坂貝塚、彌生式では成瀬村石田淨心寺附近の如きは特に顯著な遺蹟である。遺物も石器、土器、土偶其の他にいろいろな物が出て居る。これ等の遺蹟、遺物の詳細は別稿に譲ることとする。



次に金石併用時代（先史時代後期）に入つては、次第に沖積地が開けて、益々人々が來住し、現代の人々が湘南の樂土として、喜んで住んで居る様に、早く既に古代に於ても歡樂郷であつたに違ひないのである。それは此の邊に散在して居る其の時代の遺蹟や遺物の多いことが、此の事を最も雄辯に物語るものである。即ち古墳や横穴其の他の遺蹟や、様々の遺物がある。就中大山一帯の連山を背景とした比々多村、高部屋村、成瀬村の古墳群、大根村、土澤村、旭村あたりの横穴群など實にすばらしいもので、其の他今はこゝに一々は記さないが殆んど各村にさうした遺蹟がある。また遺物には勾玉、管玉、丸玉、小玉、平玉、白玉、切子玉、棗玉等の玉類、耳飾、釧、石帶、鏡の如き裝身具、直刀、鏃等の武器、轡、鐙、雲珠、杏葉の如き馬具、齋瓮、埴瓮、銅鏡の如き日用具等の立派な遺物が出土して居て、相當の豪族が占居して居たことを知るのである。

平塚といふ地名も塚に關係がある。新篇相模國風土記稿には「昔高見王桓武天皇三代孫の子政子、東國に下向し、天安元年二月二十五日逝く。其の柩を此所に埋め、塚を築いて印とす。今法要寺境内にあり塚上平かなるより地名起れりと傳ふ」とある。此の塚は大正地震で少し崩壊したが、大正十四年一月及び三月此處で埴輪圓筒の破片と見るべきものを採集した。埴輪は近畿、西國では三世紀の初葉から四世紀の中頃（應神、仁徳の頃）にかけて、最

も盛んに用ひられ、七世紀の頃に及んで漸く廢絶した。しかし當時何かと文化の遅れた武相地方では八世紀の初め位で埴輪は廢れたことと思ふ。かう考へると、此の地に少くとも古墳末期の墳丘があつたこと考へねばならない。まだよくは調べないが諏訪部にも墳丘があるし、大野村南原からは埴瓮の破片が発見されて居るし、また川を越えた茅ヶ崎町の驛の構内、寒川線の岐るゝ所に近く堅穴式石槨古墳が発見されて齋瓮の提瓶と甕が出た。同町濱の郷のエンコ塚からも壺形や高坏の破片と思はるゝ土器が出て居る。これで此の邊の沖積地に既に古墳があつて、意外に早く開けて居たことを知るのである。文献のある時代に入つては、正倉院文書の天平七年の相模國封戸租交易帳に大住郡埼取郷並に中島郷のことが記されて居るが、中山每吉氏は其の埼取郷の地は延喜式内の前鳥神社が四ノ宮に鎮座せらるゝことから考へ、また和名類聚抄に載る所の大住郡十四郷並に驛家、餘戸を置かれた地に、今は四町十八ヶ村があるから、古の一郷は大住郡に於て今の一箇町村よりも其の地域が廣かつたことを併せ考へて、埼取郷は四ノ宮を中心とする大野村一圓より、此の平塚邊まで及んで居たに違ひないと述べられた。（大正十三年十一月二十六日相模史談會平塚講演會に於て）本域の古社は四ノ宮なる式内の前鳥神社と平塚町なる八幡神社である。（一ノ宮は高座郡寒川神社。二ノ宮は餘綾郡の川勾神社。三ノ宮は大住



郡の比々多神社。四ノ宮は同郡前鳥神社。五ノ宮の稱は無いが今平塚町の八幡神社)また奈良時代や平安時代の驛路は、足柄峠を越えて、坂本驛今の關本に出で、松田、秦野を過ぎ、それより山際の道を通つて、大住郡の箕輪即ち今の中郡比々多村笠窪、箕輪に至つた。國府も初めの間は大住郡にあつた。これは今の串橋、笠窪の邊であらう。然し延暦二十一年五月に富士の焼石が足柄路を塞いたので箱根路を開いたが、間もなく足柄路を改修して後も、箱根の方をも通つたのであつた。かく足柄又は箱根から相模に入つた旅人は坂本驛(關本)から山際の道を通るか、さうでなければ小總驛(府中)を経て、海に近い道を進んで埼取郷に出で相模川を渡つて寒川郷に至り、夷參驛を通つて國分に至り、それより武藏國に入つたが、一には餘綾(洵綾)から今の月京、生澤吉澤、金目などを経て大住郡にあつた國府の地に至つた道もあつたであらう。この道も相當に往來が繁しかつたから、金目の光明寺の如きは此の通路に沿ふ名利として昌えたものであらう。平安時代の中期、永觀前後に國府が大住郡から餘綾郡の今の國府村に移り、従つて道路も酒匂の小總から海に近く大磯、平塚の地を過ぎ馬入から相模川を渡つて茅ヶ崎、藤澤を通つたことは、治安元年(一六八一)に東海道を上つた菅原孝標たかすんの女の書いた更科日記を見ても知られる。

にしとみ(今の藤澤の地であらう)といふ所の山、繪よく書きたらん屏風を立て並べたらむやうなり。片の方は海濱の様も寄せ返る浪の景色も、いみじくおもしろし。もろこしが原(平塚、大磯のあたり)といふ所も砂子のいみじう白きを二三日行く。夏は倭置麥の濃く薄く、錦をひけるやうになむ咲きたる。これは秋の末なれば見えぬといふに、なほ所々に咲きわたれり。もろこしが原に倭置麥の咲きけむこそなど人々をかしがる。

此の邊唐が原といひ、高麗といひ、秦野といひ、何れも歸化人に關係を有つた地名であるが、奈良時代前後には武相の地に歸化人が配置され、農耕、文筆の業に従事したのであつた。

花水川、昔の金江川を隔て、高麗山が突兀として聳ゆる所を見ては、かの治承四年八月の昔を偲ばざるを得ない。即ち畠山重忠が父重能や叔父小山田有重が平氏に仕へて居た關係から、初めは頼朝の徵に従はないで、却つて之れに一矢を酬ふべく、この金江川の畔に陣を張つたのであつた。そして頼朝の軍に加はらうとして丸子川―酒匂川出水の爲めに引返した三浦義澄の軍と衝突し、畠山勢は三浦勢を追うて懷島、八松ヶ原、腰越、稻村ヶ崎、由比ヶ濱を過ぎ、小坪の坂口で追ひ付いて小競合をしたことは「吾妻鏡」や「源平盛衰記」に記されて居る。次で捲土重來の勢で鎌倉に根據を占めた頼朝は、平氏を西國に破らんとして此の地を過ぎたが、黄瀬川にて其の討伐を範頼、義經に委ねて軍を還し、其の年十月二十三日相模國府にて北條時政、千葉常胤、三浦義澄等の勳功を賞



して鎌倉に引上げた。

鎌倉、室町時代に於いては第一防禦線たる箱根と共に相模川は第二防禦線として重要な地であつた。史的事象として特記すべきものは建久の頃曾我祐成兄弟が父の仇工藤祐經を討たんが爲め酒匂、國府津、小磯、平塚あたりを徘徊して仇人の所在を窺つたことや、彼の大磯の虎の母夜叉王は其の父が平治の亂に討たれたので、此所の遊女となつて居たことが、曾我物語に見えて居る。次は稻毛重成の相模川架橋のことである。重成は建久六年夏頼朝に陪して西上せんとし、美濃國青波賀驛に着いた時、重成の妻（時政の女）が病氣で危篤の報を受けたので、彼は貸與された駿馬に跨つて、三日目、七月一日に歸邸したが、同四日に至つて遂に彼の妻は他界して了つた。重成は哀愁に耐へず入道し、建久九年に至つて其の追善供養の爲めに架橋したのであつた。そして其の年十二月五日に頼朝が橋供養に臨み、歸途落馬したことに因を發して、翌正治元年一月十三日に五十三歳を以て薨じたと傳へられてゐる。この橋は其の後星霜七百二十九年を経て大正十二年九月一日及び同十三年一月十五日の地震で土地が沈降した爲め、當時の橋脚が茅ヶ崎町大字下町屋字中河原國道附近の水田中に露出した。この舊橋脚から今の相模川までは十餘町を隔て、居るから、相模川の河道は古くは、もつとずつと茅ヶ崎寄りであつ

たが、長年月間の風位、風力及び地質の關係上浸蝕作用によつて、今日の如く西遷して平塚側の方へ河道が變遷したのである。

尙新編相模國風土記稿の馬入村及び平塚宿の條には源平盛衰記を引いて、元暦元年正月佐々木四郎高綱が木曾義仲を追討する時に砥上原、八松原を馳せ過ぎたこと、平家物語を引いて、其の年の四月池大納言頼盛が鎌倉下向の時、頼朝は相模川まで出迎へたと、また源平盛衰記にある二年五月平宗盛が大磯、小磯、唐河原、相模川を過ぎたこと、保曆間記を引いて建久九年冬頼朝が相模川橋供養を行ふ爲めに此處に來たこと、海道記を引いて源光行が貞應二年四月十七日相模川を渡つて懷島に入つたこと、註畫贊を引いて弘安五年九月、日蓮が身延山を出て武州に赴く途、十六日に平塚に止宿したこと、それから太平記を引いて元弘三年五月相模太郎邦時が相模川を渡らんとして渡守を待つ時、船田力郎等三騎が生捕つたことなどが記してある。此の時代の初期には相模の各地には豪族が占居したが本域にも糟屋氏に屬する四宮氏が居た。秦野、土屋、岡崎、眞田諸氏等も亦附近に興つた。又此の邊一帶の地は京師と鎌倉間の要地であつたから、往來は漸く繁く、關東、關西兩者に關係のある史實は此の街道一帶に多少の關係が無いものはない。室町時代に入つても幕府と鎌倉府との交渉確執等は此の街道によつて織られて行つた。



禪秀の亂、永享の亂には此の附近の地が戰場となつた。應永二十四年正月上杉憲基は相模川を渡つて足利滿隆（氏滿三男）同持仲（滿兼二男）及び上杉氏憲（禪秀）と戦ふて敵を鎌倉に敗走せしめた。次は永享の亂である。即ち時の將軍義教を還俗將軍と侮り、又執事上杉憲實の諫をも聽かず、事毎に幕府に抗した關東管領持氏を討つ爲めに、義教は永享十年八月に上杉持房を將として征討の軍を發したのであつた。持氏の兵はこれを箱根に禦いたが破れ、征討軍は更に進んで、十月六日には洵綾郡高麗山に陣した。此の時持氏は武藏府中の高安寺にあつたが、箱根方面の敗報が至つたので、持氏は高座郡海老名に移り、木戸持季をして八幡林に陣して高麗山に對せしめたのであつた。時に鎌倉を守つて居た持氏の部下三浦時高が叛したので持氏の勢頽れ、翌十一年二月十日遂に持氏は鎌倉永安寺に於て滅されて了つたのであつた。

永享十二年の頃は平塚には大森伊豆守が居て、結城むすき城の後詰をしようといふことが、鎌倉なる上杉氏に聞えたから、今川上總介範忠、蒲原播磨守等をして、平塚及び國府津邊に陣取つてこれを押へさせたのであつた。其の翌嘉吉元年四月結城城に捕へられた足利持氏の遺孤春王、安王が、宗徒の兵二百餘騎に圍まれ、悄然として此の地を過ぎた。平塚城は後三十餘年、文明十年五月に至つて太田道灌が此の城を攻め落し、大森氏は箱

根の奥に逃がれたといふ。其の後、後北條氏の勢力範圍となつたが、永祿四年三月上杉謙信が小田原に向つた時は「北越家書」によれば藤澤より田村にかゝつて陣したものの如く、同十二年八月に武田信玄が小田原に向つた時には「甲陽軍鑑」や「小田原記」によれば田村、大上、八幡、平塚、大磯の地を往復したらしい。かくて天正十八年七月に小田原が落城して、徳川氏の領有に入つたのであつた。

平塚が東海道の驛路に列せられたのは、江戸時代の初めである。そして慶安四年に至つて八幡村の一部を割いて平塚新宿とし、本宿に加へられ、役夫傳馬等はもとより、宿驛に關することは本宿と同様に勤めしめられたのであつた。大野村中原は明暦二年には中原上宿、中原下宿に分れ、元祿八年に合して中原村と稱へて居たのを、寶曆四年再び分ち、後明治に至り大野村の一字名となつた。此の中原上宿には慶長年間に徳川氏の行營を置いて中原御殿、或は雲雀野御殿と稱し鷹狩等の時の止宿に充てた。家康が此の行營に宿つたことは諸種の記録に見えて居る。家康が此處に宿つた一夜盜賊が入つて銀の釜を盗んで行つたことがあつたといふ。又元和三年に家康の靈柩を久能山から日光に移した時二月二十日此の中原に宿した。

相模川に初めて橋が架けられたのは、文治四年正月に頼朝が伊豆、箱根、三島等に社



參の時に三浦義澄をして浮橋を架せしめたことがあり、次で建久九年に稻毛重成が架橋したことは前に述べた。又寛永十一年に將軍家光が上洛した時に船橋を架した。しかし江戸時代東海道往還は渡船で馬入渡と云つた。渡幅は平水の時で七十間餘、當時は渡船三隻平田船二隻、御召船一隻合せて六隻を置き、郡中須賀村、高座郡柳島村も定掛りて漁船二隻を出し、尚通行の多い時は助郷の村々からも船を出させた。また相模川の河口には須馬湊がある。四百石積の船より大きな船は入らなかつた。江戸や三崎や浦賀や下田へ船を出した。元祿四年五月に高座郡柳島と湊諍論をしたので、兩村で廻船を置いて運送に従事した。廻船数は定めはないが大抵九隻で、廻船問屋は八軒あつたといふ。

かくて平塚は東海道五十三次の一驛であり、又大山石尊參詣道にあたつて居るから、諸國の旅人で賑ひ、太平二百五十年其の間次第に發達して今より九十年前天保の頃には平塚宿及び同新宿を合せて戸數四百餘を數ふるに至り、幕末より明治にかけては、國史の動きにつれて此の地域にも様々の史的事象を現出したのであつた。今や大正地震によつて蒙つた創痕も全く恢復し、湘南の中樞として、町勢は著しく活氣を帯び、昭和四年四月一日を以て須馬町を併せ、更に底止するなき發展の機運に向つて居る。今は概要にとゞめ具体的な詳細なる記述は他日稿を新らたにして述べることにしたい。

昭和六年三月廿五日 印刷  
昭和六年四月一日 發行

相模大山縁起及文書

金壹圓八拾錢

不許	複製
檢印	

編著兼 發行所 横濱市神奈川區岡野町百二十番地 石野 瑛  
印刷者 川崎市新川通三十二番地 福原 清 八  
印刷所 東京市京橋區横町二・一十 單式美術印刷株式會社

發行所

横濱市神奈川區岡野町百三十一番地  
武相考古會



次刊

第四編 小田原及箱根史料

菊 二百數十頁

箱根及び仙石原に關する文書、記録、繪圖及び小田原本陣の一なる片岡家所藏の文書、記録其の他この地方の重要なる史料を収録す。

神奈川縣 御土史年什圖及歴史地圖

定價拾錢

昭和六年紀元節を下して刊行。神奈川縣の歴史を一目にして知るに便、石版四度刷の美しきもの。

「武相叢書」刊行の趣旨

關西と關東とは我が國史上の二大文化圏である。而して近畿の文化は前者を代表し、關東文化圏の中心をなすものは武相の文化である。

此の兩大文化圏は過去に於て相對立した業績を擧げて、共に今日の日本文化を形成したのである。即ち西國が韓や唐の文化を收受して、我が國固有の文化と和合せしめたのに對して、東國は泰西の新文化を輸入し、之れを齟齬消化して全國に及ぼし、東西古今の文化を融合する先驅をなしたのである。

武相の地は古代久しく蝦夷との接觸地點であり、平安末期に及んでは武士興起の地であつて、其の住民は古來質朴剛健を以て聞ゆ。蓋し所謂武士道發祥の地として、「相武の二州は能く天下に敵す」なる語は既に鎌倉時代以來人口に膾炙せる所以である。又鎌倉、小田原、江戸は政治上或は文化上の中心地となり、幕末黒船渡來に至つては浦賀、横濱は外交折衝の地となる。

如上の意味に於て武相は實に天下の武相であり、隨つて國史研究上考覈檢討すべき資料が極めて多い。それ等貴重なる資料を蠹蝕に委し、湮滅に歸せしむるは頗る憂ふべきこと、又往年の災厄に省みても眞に寒心に禁えぬ。茲に於て本會は數多き資料中、武相文化史研究上價値多きものを撰び、「武相叢書」と稱し逐次上梓刊行せんとす。幸に諸賢の援助を冀ふ。

昭和六年三月

武相考古會



神奈川縣史跡名勝 天竺然物調査委員  
 文學士石野瑛編著校訂

武相叢書 (第一期)		刊行豫定		武相叢書		刊行豫定	
亞墨理駕船渡來日記	菊判 一四〇頁	定價 壹圓五拾錢	小田原及足柄箱根史料	橫濱及川崎古圖書	鎌倉社寺記錄及文書	武相金石文書集	武相叢書
金川砂子 附神奈川史要	菊版 二五〇頁 (內繪圖六〇頁)	定價 貳圓貳拾錢	相模大山緣起及文書	菊版 三二〇頁	武相	武相	武相叢書
橫濱近郊文化史	菊版 七二二頁	定價 七圓	考古要覽	圖版 一三〇頁	武相	武相	武相叢書
考古要覽	圖版 二四〇頁	定價 八拾錢	武相の古代文化	武相	武相	武相	武相叢書
武相の古代文化	武相	古 (壹拾錢圓)	武藏相模文化史	武相	武相	武相	武藏相模文化史
武藏相模文化史	武相	古 (壹拾錢圓)	日本職業史	武相	武相	武相	日本職業史

橫濱市神奈川區岡野町一三一

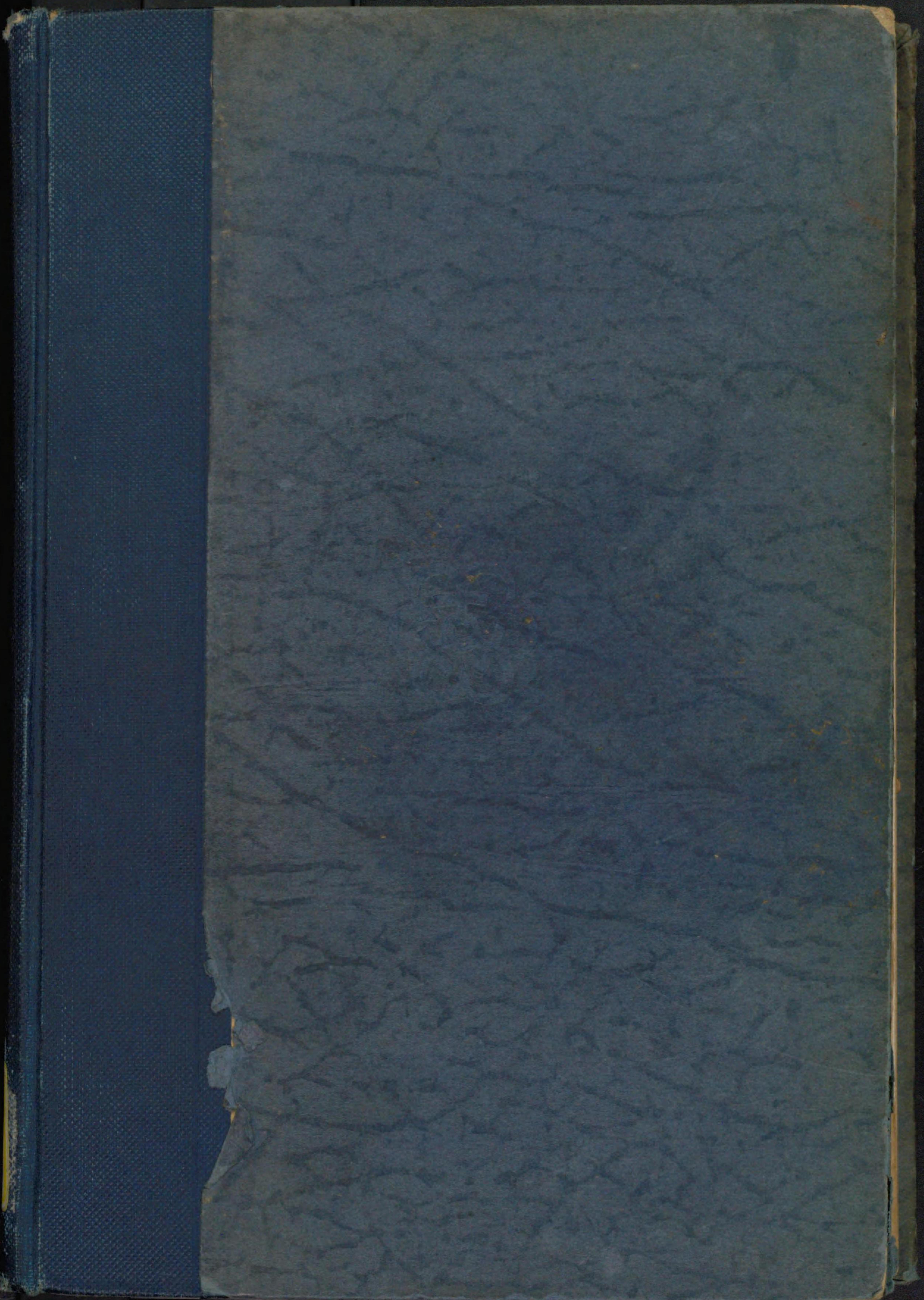
武相考古會

振替 橫濱文化協會  
 東京七五〇二七



593  
19





# Kodak Gray Scale

- A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

# Kodak Color Control Patches

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]

© Kodak, 2007 TM: Kodak